

平成29年10月26日

# 教育委員会第10回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第10回定例会記録

◇開会年月日 平成29年10月26日(木曜日) 午後 1時25分開会  
午後 1時49分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	今井 多貴子 君
委員	遠藤 俊子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全推進課 長	伊藤 雄 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長	武山 専太郎 君
複合文化施設 開設準備室 長	佐々木 淳 君	体育振興課 長	大森 和彦 君
学校整備施設 長	佐々木 勇人 君		

◇書 記

教育総務課 長 補佐	星 憲 君	教育総務課 幹事	加藤 陽子 君
教育総務 課 長	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告  
・教育長報告

審議事項

- 第 38 号議案 石巻市指定文化財旧観慶丸商店管理規則
- 第 39 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 40 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第 41 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
- 第 42 号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

その他

午後 1時25分開会

- 委員長（阿部邦英君） ただいまから平成29年第10回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はございません。
- 

#### 会議録署名委員の指名

- 委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いします。  
よろしくお願いします。
- 

#### 教育長報告

- 委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が1件、審議事項が5件及びその他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。
- 教育長（境 直彦君） それでは、ご報告申し上げます。  
始めに、今月は小学校の学習発表会や中学校の文化祭等が開催されております。  
台風21号の対応では、全ての学校を臨時休業として対応いたしております。雨漏りや防球ネットが倒れるなどの被害がありました。  
次に、来月11月は、石巻市のいじめ防止月間として、各学校で活動することになっております。全校でいじめ防止標語やメッセージ集の作成を通して、いじめに対する理解や防止対策を児童・生徒で考え、いじめ防止につなげていきたいと考えております。  
11月5日に石巻市総合防災訓練が予定されており、今年は昨年度より7校増えまして、小学校11校、中学校10校が授業日にして、地域とともに訓練を実施する予定であります。  
最後に、訴訟関係ですが、大川小学校関係で10月12日に仙台高裁で証人尋問が行われ、当時の市教委学校教育課長と大川中学校教頭の尋問が行われました。来月11月14日には、当時の市教委教育総務課長補佐と大川小学校長の承認尋問が行われる予定となっております。  
以上でご報告を終わります。
- 委員長（阿部邦英君） ただいまのご報告に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

### 第38号議案 石巻市指定文化財旧観慶丸商店管理規則

○委員長（阿部邦英君） それでは、ございませんようですので、次に審議事項に入ります。

第38号議案 石巻市指定文化財旧観慶丸商店管理規則を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、ただいま上程されました第38号議案 石巻市指定文化財旧観慶丸商店管理規則についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年石巻市議会第3回定例会において、石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例が可決されたことから、管理規則を制定しようとするものでございます。

それでは、内容について、条文に従いましてご説明いたしますので、表紙番号1の1ページから7ページまでをご覧ください。

第1条は、本規則の趣旨について定めたものであります。

第2条は、利用許可申請について、第3条は、利用許可について、第4条は、利用許可の変更等について、第5条から第8条までは、旧観慶丸商店の利用に当たり、利用方法の打合せ、遵守事項、職員の立入り、損傷等の届出について定めたものであります。

第9条は、指定管理者の指定に伴う規定の読替えについて、第10条は、様式の特例について、第11条は、補則について定めたものであります。

次に、附則であります。本規則の施行期日を平成29年11月1日とするものであります。

また、管理規則に係る様式についてでございますが、様式第1号は利用許可申請書、様式第2号は特別設備等設置許可申請書、様式第3号は利用許可書、様式第4号は利用許可変更申請書、又は取消申請書、様式第5号は利用許可変更承認書、又は取消承認書となっております。

なお、旧観慶丸商店につきましては、本年4月に開館し、7月22日から9月10日までリボンアート・フェスティバルの展示会場として貸出を行い、今後は11月3日に再開館することとしております。

今年度は市直営での管理運営といたしますが、来年度からは指定管理者による管理運営を予定しておりますので、指定管理者の選定についての現状等を報告させていただきます。

指定管理者の選定に当たり、9月28日から10月17日まで指定管理者の募集を行ったところ、2団体から応募がありましたことから、学識経験者や関係団体の4名の方々に指定管理者選定委員をお願いし、10月18日に第1回目、23日に第2回目の選定委員会を開催いたしま

した。

選定委員会では、書類審査のほか、申請者によるプレゼンテーション並びにヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定いたしました。

今後は、石巻市議会での議決を経て、指定管理者の指定となる予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） これは基本的に利用は無料ということでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） お答えいたします。

基本的には無料ということになりますが、1階部分、文化交流スペースと呼びますけれども、その部分については貸出を行うということになりますので、1時間当たり500円、1日借りた場合は5,000円の使用料をいただくことになっています。

2階部分については、展示スペースということを予定しておりますので、その部分については無料となります。

（「ありがとうございました」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 私、よく旧観慶丸商店の前を通るんですが、ほとんど何か催し物があるとき以外は閉まっておりますよね。それは、利用申請があった場合には貸し出すんだけど、建物自体が古くて価値があるんだと私は思って、指定されてよかったなと思ったんですが、そういう中の様子とか、そういうのを入場、外観は見られますけれども、中に自由に入れるような、管理者が決まれば見学できるような、そういう管理運営になるのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） お答えいたします。

旧観慶丸商店につきましては、4月に一旦オープンし、その後、リボンアート・フェスティバルの開催期間中はアートの展示会場となっていましたが、今後、11月3日に再開館するというようにしておりますので、今現在は、その準備に向けて閉館しているという状況でございます。

11月3日以降につきましては、先ほども申し上げましたが、1階部分につきましては文化交流スペースということで、使用する方々からの申請をいただきまして貸出をします。2階部分につきましては展示スペースということで、こちらは無料で展示したものをみていただくということになります。

それから、3階部分につきましては、消防法等の問題がございまして、常時、不特定多数の方を入場するということは、できませんので、公開日を決めて、職員が立ち会った上で中を見ていただくということを予定してございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） 2階の展示内容でございますけれども、旧観慶丸商店に関係したものでとか、あるいは毛利コレクション関係、それから、昔の民具など、そういったものを展示予定としてございます。

なお、先ほど11月3日に再開館するというお話させていただきましたけれども、その際には、1階部分は華道協会による生け花展を開催いたします。

それから、2階部分につきましては、先ほど申し上げた展示物の他に、金華山灯台が国の指定文化財となりましたので、その関係するイベントを再開館イベントとして開催したいと考えております。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんでしょうか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 現在、駐車場はありませんよね。市の施設なんだから、何台かスペースが常設になれば行ってみたいと思うんですが、なかなか入りづらいところがあるので、その辺の検討等、考えてはいるんでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） 駐車場というお話でございますけれども、駐車場は、今現在は、お話があったとおりにない状況でございます。中心市街地の活性化計画に位置づけておりまして、旧観慶丸商店のほかにもいろいろなものを、中心市街地についてはあわせて見ていただければと考えておりますので、今のところは、民間の駐車場等を活用していただければと思っております。

ただ、今後、当然駐車場という声は、今でも話は受けておりますので、今後検討は必要かなと思っておりますけれども、今現在は、駐車場はないという状況でございます。

それから、先ほど金華山灯台の関係で、私、「国指定」と言いましたが、「国登録」ということで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第 38 号議案 石巻市指定文化財旧観慶丸商店管理規則は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第 38 号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

---

### 第 39 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

### 第 41 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第 39 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則並びに第 41 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令につきましては、関連がありますので一括議題として審議したいと思いますよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第 39 号議案及び第 41 号議案については、一括して審議をいたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、ただいま一括上程されました第 39 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則並びに第 41 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について説明申し上げます。

今回の改正につきましては、石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例について、平成 29 年石巻市議会第 3 回定例会において可決されたことに伴い、関係する規則及び規程の整備を行うとともに、あわせて一部内容を整備するものでございます。

それでは、改正内容について、順番にご説明申し上げます。

始めに、第 39 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則につ



いてご説明いたしますので、表紙番号1の8ページから10ページ、あわせて表紙番号2の規則等新旧対照表1ページから3ページをご覧ください。

第12条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同号の前に第11号として旧観慶丸商店に関するものを加えるものでございます。

さらに、第9号を第10号とし、第8号の次に第9号として視聴覚センターに関するものを加えるものでございます。

次に、第20条に第21号として旧観慶丸商店を加えるものでございます。

次に、第38条の次に第38条の2として旧観慶丸商店の名称及び位置、分掌事務、所属について加えるものでございます。

次に、第42条に關係する別表等3について、生涯学習課の補助執行事務に、旧観慶丸商店の使用料の徴収及びその他の収入に関するものを加えるものでございます。

次に、附則ですが、施行期日を平成29年11月1日とするものでございます。

次に、第41号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

まず、第1条關係、石巻市教育委員会決裁規程一部の改正についてご説明いたしますので、表紙番号1の12ページ、あわせて表紙番号2、規則等新旧対照表の7ページから8ページをご覧ください。

第4条中、「島の楽校所長」の次に「、旧観慶丸商店館長」を加え、別表につきましては、専決事項について規定しておりますが、生涯学習課長の項に旧観慶丸商店の使用許可に関する事、使用料を減免すること、日誌等の査閲に関する事を追加するものでございます。

また、島の楽校所長の項の次に旧観慶丸商店館長を加え、専決事項を所属職員の事務分担、県内出張、休暇及び欠勤並びに週休日の振替及び休日の代休日の指定の承認、時間外勤務及び休日勤務の命令に関する事とするものでございます。

次に、第2条關係、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてご説明いたしますので、表紙番号1の12ページから13ページ、あわせて表紙番号2、規則等新旧対照表の9ページをご覧ください。

第5条第2項は、各課の文書主任を定めたものでございますが、表の視聴覚センターの項の次に旧観慶丸商店を加え、文書主任を館長とするものでございます。

また、第8条並びに第33条に關係する別表につきましては、文書の記号を規定しておりますが、石巻市視聴覚センターの項の次に石巻市指定文化財旧観慶丸商店を加え、記号は石観慶

とするものでございます。

次に、附則ですが、施行期日を平成 29 年 11 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、第 39 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則並びに第 41 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第 39 号議案及び第 41 号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第 40 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第 40 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第 40 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号 1 の 11 ページ、あわせまして表紙番号 2 の規則等新旧対照表の 4 ページから 6 ページまでをご覧願います。

今回の改正につきましては、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分に伴いまして、新たに設定される住所、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目までを蛇田小学校の通学区域に割り当てるものでございます。当住所地は、既に蛇田小学校区としております蛇田字新立野及び蛇田字新沼田の一部であるということから、通学区域を蛇田小学校区とするものでございます。

また、蛇田小学校区の通学区域の一部を、現状に合わせ整理を行うものであります。

なお、蛇田中学校の通学区域についても、あわせて改正するものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成 29 年 11 月 3 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第 40 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がございませんので、第 40 号議案につきましては原案のとおり可決をいたします。

---

#### 第 42 号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第 42 号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

○体育振興課長（大森和彦君） それでは、ただいま上程されました第 42 号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

表紙番号 1 の 14 ページをご覧ください。

現在の委員の任期は、平成 27 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの 2 年間委嘱しておりまして、本年 10 月 31 日をもって任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

委嘱につきましては、石巻市スポーツ推進審議会条例第 3 条により、14 及び 15 ページに掲げております 19 名の委員で学識経験を有する者 3 名、体育関係団体が推薦する者 16 名となっております。

このうち新任が 4 名、また、女性委員は 6 名で、女性委員は全体の 31.6%となっております。

委員の任期につきましては、本条例第 5 条第 1 項により 2 年でありますことから、平成 29

年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日までとなっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。  
ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第 42 号議案 石巻市スポーツ推進  
審議会委員の委嘱につきましては、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第 42 号議案については原案のとおり可決  
いたします。

---

#### その他

○委員長（阿部邦英君） 以上で審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方から何かありましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、各課長方からございましたらお願いいたします。  
ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次回の定例会の日程等についてお願い  
いたします。

○事務局（星 憲君） 次回、11 月の定例会につきましては、11 月 30 日木曜日、午後 1  
時 30 分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所本庁舎 4 階、庁議室で開催いたします。よろしく  
お願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） 次回は 11 月 30 日、午後 1 時半からということで、庁議室で開催  
することになってございます。

では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 1 時 49 分閉会

---

教育委員長 阿 部 邦 英  
署名委員 杉 山 昌 行